

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和4年10月)

1. 開催日時 令和4年10月25日(火)
午後1時30分から午後2時25分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (2人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 報告事項(1)農地法5条第1項の規定による許可の取消届について
- 報告事項(2)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年10月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、7番安部委員、16番藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告致します。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和5年3月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、6番、藤川委員、8番、河野委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長 本日の定例会に出ております議案は、
議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件
議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件
議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 10件
報告事項(1)農地法5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議

案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第37号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町山路字東生福、地目は、台帳、現況共に畑又は田、2筆の合計面積は、3, 505㎡です。譲渡人と譲受人は親子で、耕作放棄地状態である申請地を見るに忍びないということで、農地に復元するという条件で、売買で話がまとまったようでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請のとおり娘さんが事情があり買い取り、夫婦で農業を、農家をしていくようです。住所地は市外ですが、隣接して実家がございますので、移り住んで農業をするということです。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第37号1番の、売買による所有権の移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第37号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番及び3番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。申請地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷東、地目は、台帳、現況共に

畑、面積は116㎡です。譲渡人は、市外で住んでおり、相続したのみで、農業をすることが出来ませんので、近隣農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、1,487㎡、借入地2,080㎡で、主に露地野菜を栽培しており、申請地では、引き続き柿を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

3番でございます。4筆でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷東、地目は、台帳、田、現況畑又は田、4筆の合計面積は2,854㎡です。譲渡人は、市外で住んでおり、相続したのみで、農業をすることが出来ませんので、近隣農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、7,546㎡で、主に大根、キャベツ、白菜等を栽培しており、申請地でも、露地野菜を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。20日に現地の方を確認させて頂きました。申請地の一部は宅地になっているのですが、双方とも申請地に近く、農業を営んでいます。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第37号2番及び3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第37号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第38号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。

それでは、1番の、宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

- 事務局 2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料3です。
- 申請地の所在は、川島町三ツ島字一里松、地目は、台帳、現況共に、田、面積は77㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地（川島町三ツ島字一里松、地目、宅地、面積は915.54㎡）がございます。
- 始末書の提出がございます。
- （始末書を読む）
- 計画概要は、表土を30cm程度すき取り、碎石で20cm埋め戻し、15cm程度のコンクリート舗装で仕上げています。民境界には、擁壁を新設しているため、土砂等の流出はありません。
- その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおり内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、始末書のとおりでございました。致し方ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第38号1番の、宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- （質疑なしとの声）
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- （異議なしとの声）
- 議長 異議なしということでございますので、議第38号1番につきましては許可することに決定致します。
- 議長 次に、議第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。
- 議長 それでは1番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 3頁をご覧ください。1番でございます。

位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字先須賀ノ三、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は281㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地(地目、宅地)がございます。

計画概要は、譲渡人は農業を縮小しており、隣接地所有者が駐車場として土地を探していたので、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金25万円を予定しています。

土地の造成については、現地盤に真砂土を10cm、バラスを10cm敷き、宅地地盤高で仕上げる予定です。民境界には、既設擁壁がありますので、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

2番 2番、山口でございます。事務局から説明があつたとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は高齢で、農業を縮小しています。家から遠く、管理に苦慮していたところ、以前に駐車場として売買してほしいとの話がありましたので譲受人に話をしたところ、売買でまとまったようでございます。問題はないと思いま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号1番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませ。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号1番について許可することに、ご異議ございませ。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号1番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求め。

事務局 2番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字田渕、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は1,061㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げ、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地を見てまいりましたが、西麻植公民館のすぐ西側の土地で、太陽光をするということでございます。接する民家には説明も行っていますので、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第39号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字桑ノ内、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は1,035㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル154枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げ、年3回以上草を刈る予定

です。民民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。地元の方々も、太陽光であれば問題はありませぬということでしたので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町知恵島字中須賀、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は831㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル134枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,100万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げ、年3回以上草を刈る予定です。民民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 17番、瀬尾でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に現地調査を行いまして問題はないだろうということです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、川島町桑村字新池尻、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は855㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,100万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げ、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

- 15番 15番、阿部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地は譲渡人によりまして柿が植え付けられています。しかしここ数年は、管理もまともに出来ていない状態で、いつ耕作放棄地になる可能性が大きく、心配な状況です。ですので太陽光になるのは致し方ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- （質疑なしとの声）
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号5番について許可することに、ご異議ございませんか。
- （異議なしとの声）
- 議 長 異議なしということでございますので、議第39号5番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 6番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町湯立、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,019㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,086万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げ、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 事務局 安部委員からの報告をお伝えします。周辺所有者への説明も行っており、現地調査の結果も特に問題はないと思いますとのことでした。ご審議

の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして7番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3頁、4頁をご覧ください。7番でございます。2筆でございます。
位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町宮地、地目は、台帳、現況共に、田、2筆の合計面積は225㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地(地目は、宅地及び用悪水路)がございます。
計画概要は、譲受人は現在県外に住んでいますが、老後は、申請地隣地の自宅で住む予定にしており、家族の駐車場が足りないということで、土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、売買となったようでございます。事業費は、借入金150万円を予定しています。
土地の造成については、表土をすき取りクラッシャーランを敷き仕上げる予定です。民境界には、既設擁壁がありますので、土砂等の流出はありません。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地は位置図のところであり、事情聴取したところ、申請書のとおりでございました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号7番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆

さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号7番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして8番の、使用貸借権の設定による宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4頁をご覧ください。8番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、山川町住吉、地目は、台帳、現況共に、田、面積は173㎡でございます。農用地区分は、令和4年1月19日に農振除外された、第2種農地でございます。併せて利用する土地(地目は宅地)がございます。始末書の提出がございます。

(始末書を読む)

計画概要は、借り人は同居していますが、現在の居宅が手狭になったため、同じ敷地に家を建てることになったようで、このため、宅地敷地、駐車場面積及び進入路面積がそれぞれ不足となり、宅地を拡張することになったようでございます。事業費は、碎石による整地代のみであったようです。

土地の造成については、表土をすき取り碎石を10cm程度敷き仕上げています。民境界には、既設擁壁がありますので、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。始末書付きの案件でございまして、申請者も申し訳なく思っていました。状況は始末書のとおりでございますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号8番の、使用貸借権の設定による宅地の拡張のための転用申請につ

きまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号8番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして9番及び10番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。位置図については、資料12です。
申請地の所在は、山川町建石、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,360㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,500万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から1m程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。
10番でございます。位置図については、資料12です。
申請地の所在は、山川町建石、地目は、台帳、現況、共に田、面積は958㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,500万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から1m程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果

ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地の周りは既に太陽光だらけで、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第39号9番及び10番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号9番10番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号9番10番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。

議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

取消届出地の所在は、川島町山田字中須賀、地目は、台帳、現況、共に田、面積は991㎡でございます。本件は、令和4年2月1日付け農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和4年10月4日に、取消願いが提出され、取消理由、契約の解除により、許可の取消しを行ったものでございます。令和4年10月5日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。

事務局 ○報告事項(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町上下島字宮西、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は360㎡でございます。転用目的は、売買による露天駐車場への転用申請でございます。令和4年9月15日に届出が提出され、令和4年9月22

日に、これを受理し通知書を送付しましたのでご報告致します。

2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料15です。

所在は、鴨島町知恵島字千田須賀東、地目は、台帳、畑又は原野、現況、畑、2筆の合計面積は2,096㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲8区画への転用申請でございます。令和4年9月26日に届出が提出され、令和4年10月3日に、これを受理し通知書を送付しましたのでご報告致します。

事務局 ○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の7頁、8頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、5件14筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件10筆、利用権設定の賃貸借権の合意解約が3件4筆、でございます。

以上でございます。

議長 報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他について説明。
12月総会等の日程について(総会開催日、政策提案、忘年会 他)

以上です。

議長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時25分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記